

## ② 臨時特別給付金事業についてのお知らせ

### (1) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

問 子ども福祉課(内線 166)

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

**対象児童** ①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童

②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)

③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

**支給対象者** 対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方

**支給金額** 対象児童1人につき10万円【現金給付】

**支給時期等**

【対象児童①の保護者の方】※公務員の方を除く。

1回目：令和3年12月27日(月)に指定口座へ5万円を振り込み。

2回目：令和4年1月下旬に指定口座へ5万円を振り込み予定。

【対象児童②、③の保護者および公務員の方】

令和4年1月中旬に、申請依頼通知等の案内を送付する予定です。

準備が整いしだい、お知らせします。

※詳細は、市ホームページ「子育て世帯への臨時特別給付金」で検索

### (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

問 社会福祉課(内線 157)

住民税非課税世帯等に対し、生活・暮らしの支援を目的とした一時金を支給します。

**対象世帯** ①基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

**支給金額** 1世帯当たり10万円

**支給時期等** 2月上旬から受付および給付(口座振り込み)開始の予定です。

①住民税非課税世帯

対象世帯に対し、市から申請書類を個別に郵送します。内容を確認のうえ、返送いただくことで、手続きは完了となります。

②家計急変世帯

収入減少の状況などについて、個別に相談・確認のうえ、申請していただきます。

※詳細は、準備が整いしだいお知らせします。

(1)、(2)とも事業の詳細につきましては、随時ホームページ等でお知らせします。